* 令即6年度

除雪機械出動式を実施しまじた。47

令和6年11月8日(金)に、本格的な冬の到来に向けて、除雪作業安全祈願祭と古川・鳴子地区合同除雪機械出動式を執り行いました。除雪機械出動式は、冬期間の道路交通安全確保と除雪作業の安全を願い、毎年開催しています。道路を利用する皆様が安全・安心に通行できるよう、24時間体制で除雪にあたります。











国道47号の冬期の安全と円滑な交通確保のため 除雪作業を行います。皆さまの除雪作業への ご理解とご協力をお願いいたします。



鳴子国道維持出張所

R6.11.18 第 99号

発行元 仙台河川国道事務所 鳴子国道維持出張所 TEL 0229-84-7575

特殊車両の指導取締りを実施しました

11月13日(水)国道4号某所において、 築館警察署のご協力のもと、特殊車両の取締を実施 しました。皆さんが日常的に使用している道路は、 一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して 作られています。そのため、道路法では、道路の構造を守り、 交通の危険を防ぐため道路を通行する 車両の大きさや重さの最高限度を定めており、 それを超過する大型車両が走行する場合には、道路法及び

違法に重量を超えた大型車両は、道路を傷める 大きな原因となり、補修工事を増やすなどのほか、

渋滞や事故を引き起こす要因となるため、指導取締りを

車両制限令による「特殊車両通行許可」が必要です。





※写真は、取締り状況を撮影したもので、違反車両ではありません。

冬夕イヤへの

交換はお早めに! 大型車は「タイヤチエーン」 の携行をお願いします!

工事現場の

安全パトロール・安全講習会 を行いました!!

10月28日(月)、鳴子国道維持出張所と、 古川国道維持出張所が合同で古川境野宮稲葉地区の 道路改良工事現場の安全パトロールを実施しました。





これからも、事故の無い安全な現場を目指します!

仙台河川国道事務所鳴子国道維持出張所は、国道47号のうち国道4号上古川との交差点から

山形県境までの維持管理を行っています。

鳴子国道維持出張所のホームページはこちら ↓

http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/naruko/

